

愛監査発第 18 号
令和 6 年 8 月 13 日

愛南町長 清水 雅文 様

愛南町監査委員 西村 信男

同 原田 達也

令和 5 年度愛南町公営企業会計に係る
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、
審査に付された令和 5 年度愛南町公営企業会計の資金不足比率について
審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度 愛南町公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

令和6年7月4日から令和6年7月29日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された各会計の下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

公営企業会計名	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	20.0
小規模下水道特別会計	—	—	—	20.0
浄化槽整備事業特別会計	—	—	—	20.0
旅客船特別会計	—	—	—	20.0

5 審査の意見

令和5年度の各会計の資金不足比率は、いずれも算定されないため良好な状態にあると思われる。今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意され、引き続き健全な経営に努められたい。

6 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。